

各 位

会 社 名 ジェイファーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 吉武 益広
(コード番号：520A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 藤 本 裕
(TEL. 03-6432-4270)

取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年8月12日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式56,820株
(3) 発行価額	1株につき 297 円
(4) 発行価額の総額	16,875,540円
(5) 割当予定先	当社の取締役 2名 45,456株 (※1) 当社の執行役員 2名 11,364株 ※1 社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026年5月24日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の成長戦略を着実に実行し、中長期的な企業価値の向上を実現していくため、研究開発、事業開発・ライセンス戦略、財務戦略その他の重要領域における職責の継続的な遂行を促すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値向上に向けたコミットメントを一層高めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2026年6月26日開催の第21回定時株主総会において、本制度に基づき、(i) 対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受けること（以下「現物出資方式」といいます。）、(ii) 無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年56,819株以内とすること（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当

社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)、
(iii) 譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、既存の報酬枠の範囲内で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて年額50百万円以内とすること（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）及び、
(iv) これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとするにつき、ご承認をいただいております。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

上記のとおり対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件について株主総会において承認されたことを条件として、当社の執行役員（以下、対象取締役と併せて「対象者」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております（執行役員は、従前の参与に相当する役位になります。）。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役2名及び執行役員2名に付与される当社に対する金銭報酬債権の合計16,875,540円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金297円）、当社の普通株式合計56,820株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象者は、2026年8月12日（払込期日）から当社の取締役、執行役員、従業員及び顧問のいずれの地位も喪失する日（ただし、当該日が2026年度における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象者が、2026年8月12日（払込期日）から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、執行役員、従業員又は顧問のいずれかの地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時

において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2026年8月から当該喪失の日を含む月までの月数を11で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その発行価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である297円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上